

第28回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年11月30日 開会
平成28年11月30日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年11月30日 第28回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時15分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員 なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐(振興係長)	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第6 議案第3号 農業委員会への事務委任について

4 議事内容 午後2時00分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第28回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号8番廣富委員、9番高木委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成28年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の8件であります。次のページをご覧ください。1件目は、借主の都合による解約、2件目から8件目の7件につきましては、貸主が農地を売買するための解約であります。

1件目、賃貸人は、本別町に住所を有する方、賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成22年1月29日に賃貸借されましたが、平成28年11月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

2件目、賃貸人は、北町に住所を有する方、賃借人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年4月25日に賃貸借されましたが、平成28年11月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

3件目、賃貸人は、北町に住所を有する方、賃借人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成24年11月30日に賃貸借されましたが、平成28年11月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

4件目、賃貸人は、下浦幌に住所を有する方、賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成19年4月25日に賃貸借されましたが、平成28年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

5件目、賃貸人は、下浦幌に住所を有する方、賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地

の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成21年3月2日に賃貸借されましたが、平成28年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

6件目、賃貸人は、下浦幌に住所を有する方、賃借人は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成20年3月31日に賃貸借されましたが、平成28年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

7件目、賃貸人は、下浦幌に住所を有する方、賃借人は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成21年3月2日に賃貸借されましたが、平成28年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

8件目、賃貸人は、下浦幌に住所を有する方、賃借人は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年12月1日に賃貸借されましたが、平成28年11月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件1件でございます。

番号23番、貸主は、常豊に住所を有する方、借主は、常豊に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、11筆合わせまして、155,557平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模を縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページに、3条番号23の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の山村委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号23番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、11月26日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定より、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成28年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。賃貸借案件16件の内容であります。

番号11番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、埼玉県に住所を有する方ほか3名の共有名義です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、37,539平方メートル。実耕作面積は、26,812平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号12番。利用権の設定等を受ける者は、貴老路に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、貴老路に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、38,693平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号13番。利用権の設定等を受ける者は、貴老路に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりでありま

す。面積は、2筆合わせまして、8,471平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号14番。利用権の設定等を受ける者は、貴老路に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、24,429平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号15番。利用権の設定等を受ける者は、貴老路に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、22,861平方メートル。実耕作面積は、22,361平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号16番。利用権の設定等を受ける者は、川流布に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、36,352平方メートル。実耕作面積は、27,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号17番。利用権の設定等を受ける者は、宝生に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、宝生に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、94,578平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号18番。利用権の設定等を受ける者は、合流に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、合流に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、106,915平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号19番。利用権の設定等を受ける者は、合流に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、合流に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、51,524平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込で

す。

番号20番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、72,755平方メートル。実耕作面積は、67,500平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号21番。利用権の設定等を受ける者は、相川に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、音更町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、43,581平方メートル。実耕作面積は、40,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号22番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、幕別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、15筆合わせまして、38,323平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号23番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、幕別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、12筆合わせまして、47,757平方メートル。実耕作面積は、46,057平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号24番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、北町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、62,750平方メートル。実耕作面積は、46,371平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号25番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、住吉町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、71,651平方メートル。実耕作面積は、52,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号26番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者

は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、11筆合わせまして、101,313平方メートル。実耕作面積は、100,132平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案次ページ以降に、「番号11から26」までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農業委員会への事務の委任について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農業委員会への事務の委任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○前田局長 議案第3号、農業委員会への事務委任について。浦幌町から農業委員会委員の候補者選定に関する事務について、事務委任の要請があったので、審議されたい。平成28年11月30日提出、浦幌町農業委員会会長。来年7月19日に任期が到来し、新たな農業委員を選任するにあたり、候補者の選定に関する事務を農業委員会に委任したい旨、町から要請があったもので、農業委員会といたしましては、その事務を受任して、委員候補者の選定に関する事務を進めて参りたいと考えております。参考としまして、町が今後改正を予定している農業委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について例示しましたが、議案を発送した後、総務課からの指摘があり、産業課と再度の打合せにより委任事務について、本日配付しました追加参考資料の浦幌町農業委員会の委員選定に関する規則による農業委員会委員の候補者選定に関する事務となる予定でありますので、議案の(6)については、訂正方よろしくお願いたします。農業委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則、第2条第5号の次に次の1号を加える。「第6号、浦幌町農業委員会の委員選定に関する規則による農業委員会委員の候補者選定に関する事務」となる予定であります。この関係については、あくまでも町長部局の規則の関係でありますので、文言及び本日晒した案についてもこのまま制定されるかについては、変わる場合もありますので、ご了承願います。なお、12月5日に町議会において定数条例が提案され、定数は13人とする案が可決される予定となっております。その後、この委員選定に関する規則が制定され公布される予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。それで、配布した規則(案)の第9条、委員の補充について、委員の皆さんからご意見をいただきたいのですが、案では、定数の4分の1に欠員が生じたら速やかに委員を補充しなければならないと規定していますが、参考までに他の道内市町村の規定を列記しています

ので、委員皆さんのご意見をいただきたいとお思いますので、よろしく願いたします。以上で説明を終わります。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。農業委員会への事務委任についてでございますが、その中の規則の中で、農業委員の欠員補充について、一応案の中では4分の1と謳っていますが、他の道内市町村の例を列記しています。このことを参考にしながら何分の1が良いのかということで皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。はい、山村委員。

○山村委員 ひとつ思うところがあるんですが、単純に13人の内の何分の1で何人という考え方は当然だとは思いますが、現段階での浦幌町農業委員会というのは、上、中、下の地区的なものがあると思うんですが、その全員の中で4人減ったら補充というのは当然だとは思いますが、それが例えば、担当を替えれば良いという話になると思うんですが、中地区が4人いて中地区の3人が辞めてしまって、地元の人1人が残ったとしても、3人では補充されないという話ですよね。ということは残りの1人が中地区全部と、当然担当の割り振りを全体で考えなければならぬというのは、総論だとは思いますが。現段階では浦幌の中身としては地区的な考え方があるので、4人なら補充、3人なら補充できないというのは差しさわりがあるのではないかなと思うんですが、ちょっと地区的に固まってしまった場合に何か対処の方法があるかなと、単純に13人の内の4人という考え方で良いのかなってところがちょっと疑問なところです。

○小川議長 ただ今山村委員から今の農業委員会のやり方として各上、中、下というような地区割りで行っている中で地区に偏った欠員が出たときのことも考えるべきなのか、それともあくまでも定数のことの中で考えることで良いのかというお話かなと思いますけれども、私自身の中で考えるのは、13人の中の全体として何人ということでは物事は考えていくのかなと、あとはそのやり方ですね。山村委員もおっしゃっていましたが、残っている中でやりくりをしながらやっていくことになるのかなと自分なりに思っていますけど。まず数字のことで偏りということまで行かないで、欠員がどのくらいになったらどうするかということをもまず決めていただければと思います。いかがでしょうか。大坂委員どうですか。

○大坂委員 今13人で運営させていただいているんですが、当然1人抜けても困るので、だからといって13分の1ということにはならないだろうし、しかし少しでも少ない人数にならないといけないと思うので、5分の1くらいでも良いのかなと私は考えています。

○小川議長 木南委員どうですか。

○木南委員 自分としては13分の1でも良いのかなと、それだけみんな担当地域も持っていますし、それぞれ忙しい、13人で本当にいっぱい、いっぱいなのかという感じはしています。13分の1ということにならないとするなら、2人欠員になったら選んでもらわないとみんなの負担が増えるのかなとそんな風に私は考えます。

○小川議長 今それぞれの考え方で述べてもらいましたが、考え方によっては大分違うと思うんですが、皆さんどうですかね。村岡委員どうですか。

○村岡委員 考える材料と言うのはそんなに無いわけで、一遍に2人、3人が欠員になるかと思ったらそんなに考えられないのかなと思うんです。そんな中で3人にする2人にする根拠というものが無いとするならこの辺で良いんでないのかって決めるしかないんで無いのかなと。そう考えれば、文章には出来ないけど、3地区あるんだったら単純に3つに分ければ、4人ちょっとだ

と。可能性としては山村委員の言うようなこともあるけど、確立としてそう高くなかったら上下とったら5分の1、3人くらいの欠員になったら補充考えればいいのかと思っています。

○小川議長 それぞれ5分の1、2分の1、3分の1、6分の1、7分の1とありますけど、どうでしょう。廣富委員どうですか。

○廣富委員 自分の考え方としては、最初、首長指名の中で話が進んできて、推薦なり、募集なりという方法の話がまとまってきているので、自分の頭の中の感じもしているんですが、首長指名という形の大きな大義から行くと欠員が一人でも出たときには、自分としては速やかにそこを埋めるという考え方があっても良かったのかなというのがあったんですよ。そしたら最近このところずっと来て、推薦、募集という形が表明されるようになってから、そういうのも無いのかなと思って、ちょっと意見を求められて、簡潔に言えないんですけど、大義としての自分の考えとしては一人でも欠員が出来たときには速やかに補充してほしいというのは一つの思いはありました。

○小川議長 石森委員どうですか。

○石森委員 他の道内の市町村の例を見ると4分の1でも良いのかなという思いはしています。

○小川議長 佐藤委員どうですか。

○佐藤委員 私は、やはり浦幌町、上、中、下と長い町として見た中で3人のラインで行けば5分の1が良いのかなと自分個人としては思っています。

○小川議長 それでは皆さんに聞いていきますので、高橋委員どうですか。

○高橋委員 やはり浦幌町、上、中、下と分かれていますので、3人、5分の1で良いのかなと思います。

○小川議長 福田委員どうですか。

○福田委員 万が一のことを考えますと、最大の7分の1。地域的に2人、万が一にという最悪のことを考えたときには7分の1を選んでおいたほうが無難なのかなと思います。本当は13分の1が良いと思うんですが。

○小川議長 高木委員どうですか。

○高木委員 今まで皆さんの話を聞いていて、特別どうのとは無いんですが、例えばこれから公募とかの推薦の仕方によるんですが、動きが今までも上、中、下という形になっていて、同じ地区から4人も3人もとなったときにだんだん戸数も減ってきている中で、選ぶ方の側としてそこで一遍に出せるのかなと、そういうことを考えていけば、やはり一人欠けた段階で補充できるものなら補充して行った方が、スムーズに欠員の補充が出来るのかなと思います。当然、今までの仕事の中で13人というのはいっぱい、いっぱいだと思うんですよ。そういうことを考えていくと、どうせ決めるのならその方が良いのかなと私は思います。

○小川議長 阿部委員どうですか。

○阿部委員 少なくとも2人くらいかなと思います。仕事の形から言って、だから最低でも7分の1という形になるのかなと思います。

○小川議長 森委員どうですか。

○森委員 浦幌の場合は、上地区、中地区、下地区ということで、3つに区切ってやっていますが、道内の出ている中では地区を分けているのかな。

○小川議長 そこまでは、ちょっと調べていません。それがきちっとピタッと人数で合っているかどうかは分かりませんが、想像するに分かれてはいると思います。

○森委員 今も話が出たように、今後農家戸数も減っていくことは分かるんですけども、土地はそのままの面積的にも非常に規模拡大になっているのかなと思っているところです。そんな関係でこれから委員の方はそれぞれ大変な時期になっていくのではないかと思います。1名、2名欠員が出たら補充していった方が良いのかなと私は思います。

○小川議長 今皆さんからお話を伺いましたけれども、自分の理解する中では、13分の1というこだわりは当然ありますが、最低限2人まで行ったら補充したらという考えが一つあって、あともう一つは、地区が3つに分かれているので3人欠員で補充したらという大体考え方として2つのような気がしています。二人よりは一人のほうが良いのかもしれませんが、そのように私は解釈しておりますけれども、ここでどちらが良いのかということを決めていただかないと次に進んでいきませんので、もう少し話を突っ込んでしていただければと思います。局長。

○前田局長 皆さんいろいろお考えあるんですが、一遍に4人、3人が欠員になることは無いと思っています。よっぽどのこと、例えば事故でもなければ農業委員さんが一遍に欠員になるということは無いと思っています。過去にもそういう例が無かったと思っていますので、一応、道内の他の市町村の実例を例示させていただきましたけれど、懸念される場所は、一人、二人欠員になったときにその地区割りがどのようになるのかということだと思います。その関係については、少なくなった時点でどういう形になるかは分かりませんが、農業委員会全体で考えてやっていかなければ出来ないと思っています。補充を一人とするということは、欠員のたびに農業委員会が募集をかけてその事務を行っていかなければなりません。欠員となった場合は、その地区に負担がかかるのは事実ですけども、大量に欠員が出た場合については、どういう形であれ農業委員会全体として地区割り等について、どうするのかということも含めて考えていかなければならないのかなと私は考えています。

○小川議長 定数が13と決まってる全体の話ですけども、どのような事情でどのような人数で欠員が出たとしても、それはそのときの人数で当然やりくりをしながらやっていかなければダメだと思います。その事はそのとおりだと思いますので。あと、どのくらいのときに補充することなのかというところの話ですので、当然、解釈されていることだと思います。木南委員。

○木南委員 もし4分の1ということで4人になったら補充するかということでは、それで例えば1年くらいで3人が欠員になったと、けどまだ3人だからもう1人まで補充できない。それで2年経過したと。そうすると町の方では町長が選任するのだから結局10人でも出来るでしょ。2年間やってこれたのだからと。農業委員、浦幌は10人で良いんでないかとそんな風になってくると、今後農業委員になる人の負担がかなり増えると思うんだよね。13人という数は常時いたほうが良いのかなと。若しくは1人、2人欠員できて補充しなかったら委員になった人は大変な仕事になるのかなと思います。

○小川議長 森委員。

○森委員 これ以前に欠員が出たというときは、どうだったんですか。

○小川議長 決まりはあるのかい。本別町はすでに欠員しているよね。

○前田局長 本別町は、定数15人に対して3人か4人欠員のはずです。

○小川議長 だけど補充ということではやっていないよね。公選の委員は法律で決まっているよね。

○前田局長 公選は決まりがあると思いますが、推薦委員の欠員の場合は、その都度依頼して補充してきたと思います。

○小川議長 算数や数学のようにこれだとパパッと答えの出る問題ではないですよ。だから木南委員の言うようにそういうことも頭の一部の中にはおいておかななくてはいけないことだとは思いますが、それによって極端に13人で3人欠員、4分の1で4人になっていないからといって10人で出来るのではという風には考えられないことは無いですが、中々そういう風には思わないんじゃないかなと思うんですけど。分かりませんが、ただでも行財政改革というのは、一つの前提があったときには一番良いところを持って行こうとしますからね。話はね、それは間違いなくありますよね。山村委員、先ほどの各地区で偏ったときはどうだという考え方の中から今皆さんから話を聞いているんですが、その後、感的にはどうですか。

○山村委員 現段階では地区的なことまで考えてはことが進まないということも分かりました。それで皆さんの話を聞きまして、私としては3人欠員になったら補充してもらえた方がスムーズなのかなという分と、あと何分の何という話ですと、5分の1で3人ではなくて、6分の1で3人にしておいた方が単純に定数が13人から12人になったときに6分の1にしておくと、2人減ったときに補充する形になるので、同じ3人ということでは考えるのであれば6分の1にするという少しずるい考え方なのかも知れないですけども。

○小川議長 こう話を聞いていますと、地区が3つに分かれているというところがポイントになりそうなお話ですね。その3というものに対して、3人になったら補充するべきなのか、それとも3人まではみんなの努力でやっていて、4人になったら補充するべきなのか。本来は、13分の1が良いのかもしれませんが、でもそうすると不都合なことは無いとは思いますが、頻繁には無いとは思いますが、その都度、募集事務を行わなければならないということですよ。そうすれば地区の3という数字を考えて判断することがいいのかなと自分なり思っていますけども。いかがでしょうか。あとは、山村委員が言ったことで同じ3人でも5分の1と6分の1というそれは後のことを思ったときに定数13人の6分の1にしておけば、それが仮に定数が12人になったとしたならば2.0で2人になったら補充ということになると思うんですがということですね。いかがですか。大坂委員。

○大坂委員 自分としては3人くらい欠員が出たときには速やかに補充してもらいたいと思っています。

○小川議長 高木委員どうですか。

○高木委員 全然話は違う方になっていくんですが、規則を作るときに、もしこの形でやっていて都合が悪いよねということがあって、そのときにまた議論して2人欠員で補充したらということになったら規則を作る際にそういうことを折り込んでいけるのかなと思うんですが。

○小川議長 局長。

○前田局長 あくまでも今回は新法の下での選任の規則なので、定数に対して欠員が何人であれば補充するのかということでしたので、規則は議会の議決案件ではありませんので、町長の決裁を受けて制定、公布されますので、不都合な部分があれば農業委員会から要請をして対応してい

ただけるのかなと思います。

○高木委員 それであれば、3人くらいの欠員でよろしいのかと思います。

○小川議長 福田委員どうですか。

○福田委員 さっきは最悪のパターンということで申したのですが、最善の形でやっていくのであれば皆さん言われたように3人をベースにして、そのときに困ったことがあれば、またそのときに議論して町長に諮問するというような形で、先ほどは2人ということで話しましたが、3人で自分自身もいけるのかなと考えを改めました。

○小川議長 佐藤委員どうですか。

○佐藤委員 先ほど5分の1ということ saying していたんですけど、山村委員の話の中で今後の定数とかを含めた中で考えるのであれば欠員補充の基準として6分の1がよろしいのかなと思います。

○小川議長 人数的に言えば3人ということですね。局長。

○前田局長 今定数13人に対して何人欠員したら補充するかというお話をしていますので、先ほど山村委員の言った6分の1、定数が12人になったら2人になるでしょうということでは、多分、定数が変わったときにはこの規則も見直されると思います。ですから今言ったように13人に対して3人ということで、一番大きな分数とすれば5分1になります、そのことが求められていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○小川議長 村岡委員どうですか。

○村岡委員 さっき言ったように13分の1は理想として間違いはないんですが、確立として考えると1人欠員で改めて選ぶというのは確立として一番高いと思うんです。そうすると法律の中で国は恐らく高い確立で現職の農家さんの中で選任しなければならない。そう考えるとやはり一人というのは避けて、根拠になるものは無いんですけども3人欠員で補充というのが妥当なところかなと、不都合が生じた場合には中にいる委員で工夫するとかもう少し基準となる数を減らすという話でつなげていってもらえればなと思います。何回も言いますが根拠は無いんですが13人の中では3人で補充が良いのではないのかと思います。

○小川議長 阿部委員どうですか。

○阿部委員 5分の1も6分の1も3人という中で話がありましたが、3人ということをお願いします。

○小川議長 そろそろまとめたいと思いますけれども、木南委員どうですか。

○木南委員 本来のことを言ったら、3人選ぶのであれば2人選ぶほうが楽だと思うんですが、1人となると毎回ということになってしまう。一度に大量の欠員があるということは無いと思うんですが、今出でいる3人というところがいいのかなと思います。

○小川委員 森委員どうですか。

○森委員 本来であればその都度補充して行ったら良いなと思いますが、皆さんの意見を伺って、今までの中でも欠員が生じたことはあまり無いようですから、皆さんの言われた3人、これと言いますと5分1がふさわしいのかなと思います。

○小川議長 皆さんのご意見も伺いながら大分決まってきたのかなと私なりに解釈をしていますが、まず、前提としては、われわれ委員の記憶の中では浦幌町農業委員会の中で欠員が生じ

て大変だったというという場面は無かったと。過去を紐解いていけば分かりませんが、自分自身も聞いてはいませんし、皆さん方も聞いてはいないということが一つあります。そのことと今の農業委員会活動のあり方として3地区をベースにしなからその地区ごとで調整会議等開いて総会に持ってきてやっている。そういう意味で3という数字ですね。それと今回、首長からの選任という初めての例でございますので、今後どのように動くか皆目見当もつきませんけれども、先ほど高木委員のご質問の中で、規則というものは改正できるのかということで、局長から改正は可能であるということ、それと山村委員の心配をしていた5分の1、6分の1の使い方に関しても定数が変われば自ずとその規則も変わってくるのではないかとということも絡み合わせて考えて行きますと、総体としては3人という数字が出てきて、3人の欠員があった時に補充を行うべきであるという解釈を私はしているんですが、そういう意味においてここの中で何分の1という数字で行けば、5分の1を取り上げて、規則の中に落とし込んでいくということを解釈しますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは、5分の1で3人の欠員が生じたときは補充するということで意思統一を図りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは議案第3号の事務委任についての採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第28回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時15分閉会